

～防災知っ手帖～

発行：郷地東町連合自治会 会長 志村和亮
防災部 鈴木祥平 藤谷幸子 紅林幸一

今号では地震への備えを特集します

大地震に対する基本的な心構え

「まさか・・・」と言わない為に

- ・日頃から防災知っ手帖をよく読む
- ・事前の対策が重要と認識し対策する
- ・事前準備が大切だと認識し実行する
- ・自助、共助、公助を正しく理解する
- ・地域の防災イベントに時々参加する

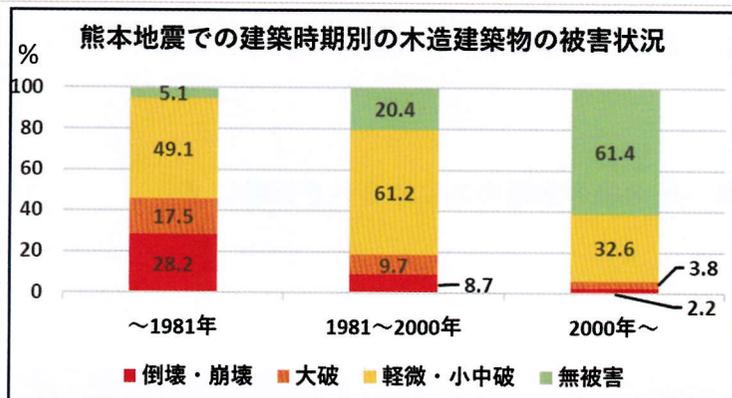
防災学習セミナーを開催しました（2023.11.1～30）

今年度は「避難所生活のヒント」をテーマとして、昨年度に引き続き「webによる視聴」に加えて、各自治会で「DVDによる視聴会を開催」を実施していただきました。みなさん受講されましたか？

準備1：最も大事な備えは「死なないこと」

（家屋の耐震）

1981年(昭和56年)5月31日以前に着工した建物は「旧耐震基準」で作られており大地震に対する安全性が特に低いとされています。また、それ以降に増改築した場合などでは耐震性が低下している可能性もあります。更に「新耐震基準」で作られた建築物でも2000年以前に建築された建物で十分とは言えないデータもあります（下記グラフ：東京都耐震ポータルサイト）。該当する方は、まずは耐震診断を受けて下さい。耐震診断を受けるとその結果に従って耐震化の為の改修についての助言が得られます。



「上のグラフによれば、倒壊や大破した建物の割合は、旧耐震基準（～1981年）が45.7%と半数近くに上っていますが、それ以降でも2000年以前の建物（1981～2000年）では18.4%となっています。

今号(NO18)への期待と皆様へのお願い

防災知っ手帖NO18では地震に対する各家庭での事前の対策や避難に備えた事前準備について特集しました。これまで全戸配布してきましたが、見ないで捨ててしまった方も、今度のNO18は捨てないでしっかり家族で考えて頂けたらと願っています。

下記の（）内は防災知っ手帖で記載のある発行番号

- ・建築基準法の耐震基準(第2号、12号)
- ・地震発生時にすべき避難行動(第2号、3号、11号) 18号にも記載しました！
- ・勤務先やたまたま外出していた場合の対応(第4号)
- ・大地震の際は火事になっても消防車は来ないかも そのときどうする?(第10号、15号)
- ・情報収集手段と事前準備(第17号)

昭島市のメール配信サービスの登録は市役所HPより [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [防災・消防](#) > [災害に備えましょう](#) > [昭島市メール配信サービス](#)

- ・家族との連絡手段の確保の方法

準備2：その次に、「大きな怪我をしないこと」

（家屋内の危険を減らす）

- ・家具類の配置を見直すとともに、家具自体が転倒や移動しないよう防止対策をしておく。
- ・破損したガラス等で怪我をして出血しても危険です。ガラスが割れて飛散しないよう対策が大切（風呂場の鏡等も盲点）
就寝場所の近くにスリッパ等の履物を用意しておく。
- ・停電の中を歩き回るのは危険です。懐中電灯を就寝場所や家の各所に置いておく。停電を検知すると点灯する保安灯の設置も有効です。

（屋外にも危険が無いかの視点を）

- ・ブロック塀やコンクリート塀の耐震性を確認。
- ・脚立など重くて長いものを立てかけていないか。
- ・屋根に取り付けたエアコン室外機の固定は十分か。

準備3：「火事」を出してはいけない！

（消火の備え）

- ・家庭にも消火器を備えよう。
- ・地域の街頭消火器の場所を把握しておこう。
- ・消火器の取り扱い訓練に参加しておこう。

（住宅用火災警報器を設置しよう）

- ・火災は初期段階であればあるほど消火が容易である反面、後手に回ると手が付けられなくなります。